

椋山女学園情報セキュリティポリシー

平成19年規程第17号

平成19年4月27日

学校法人椋山女学園（以下「学園」という。）は、「人間になろう」という教育理念の達成や、グローバル情報社会の一員として情報活用を促進するとともに、社会からの厚い信頼に応えるため、学園内外と安全に情報交換できる環境を構築することを目指し、教育研究機関にふさわしい情報セキュリティポリシーをここに策定する。

- 1 学園の教育事業運営における情報セキュリティの重要性を正しく認識し、学園の学生生徒等を含む構成員に対して基本的事項の理解及び適切な行動を促すように努める。
- 2 学園における情報セキュリティ適用範囲及び境界を定義し、管理対象を明確にすることで、適切な管理体制を構築する。
- 3 セキュリティ目標を設定する。設定目標は、達成可能なものであり客観的に評価可能なものとする。
- 4 学園に、前項の目標を達成するために必要な組織及び規則を整備する。
- 5 情報セキュリティ事項を周知徹底するため、学園の職員等に対して適切な研修及び啓発活動を実施する。学生生徒等に対しては、情報セキュリティポリシーの遵守は情報化社会における重要な責務であることを認識するよう、教育及び啓発に努める。
- 6 情報セキュリティの適正な運用及びその有効性を維持するために、定期的に監査を実施する。

附 則

この規程は、平成19年4月28日から施行する。